

平成27年2月27日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成26年(ワ)第3号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年1月16日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、183万8259円及びうち153万3944円に対する平成25年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。被告は、ライフを吸収合併し、その権利義務を承継している。）の顧客であった原告が、被告に対し、ライフとの間の3件の継続的な金銭消費貸借取引において、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）の制限利率で引き直して計算するといずれも過払金が生じているとして、各不当利得返還請求権に

に基づき、過払金合計153万3944円及びこれらに対する平成25年10月30日までに発生した民法704条前段所定の確定利息合計30万4315円並びに過払金合計153万3944円に対する同月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による各利息金の支払を求めた事案である。

第3 前提事実

次の事実、当事者間に争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

- 1 ライフは、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であり、被告は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併し、その権利義務を承継した（弁論の全趣旨）。
- 2(1) 原告は、平成9年11月25日から平成22年9月13日までの間、ライフとの間で、別紙計算書1の「貸付金」欄及び「支払金」欄記載のと通りの継続的な金銭消費貸借取引を行った（甲A1、弁論の全趣旨。以下、この取引を「本件取引1」という。）。
- (2) 原告は、平成10年11月4日から平成21年12月15日までの間、ライフとの間で、別紙計算書2の「貸付金」欄及び「支払金」欄記載のと通りの継続的な金銭消費貸借取引を行った（甲A1、弁論の全趣旨。以下、この取引を「本件取引2」という。）。
- (3) 原告は、平成10年8月18日から平成22年9月13日までの間、ライフとの間で、別紙計算書3の「貸付金」欄及び「支払金」欄記載のと通りの継続的な金銭消費貸借取引を行った（甲A1、弁論の全趣旨。以下、この取引を「本件取引3」といい、本件取引1、本件取引2及び本件取引3とを併せて「本件各取引」という。）。
- (4) 本件各取引は、いずれも基本契約の下で、借入限度額の範囲内で借入れと返済を繰り返すことを予定して行われるもので、いわゆるリボルビング方式の取引であった（乙A1、弁論の全趣旨。なお、被告は、本件取引2につき、

前記内容のリボルビング契約であることを否定する主張をするが、被告提出のマルキュウポイントカード入会申込書（乙A1）に記載のマルキュウポイントカード会員規約の各条項に照らすと、本件取引2についても、前記内容のリボルビング契約と認めるのが相当である。）。)

第4 争点及びこれに関する当事者の主張

1 過払金充当合意の有無について

(1) 原告の主張

本件取引2は、同一の基本契約に基づいて、借入れと返済が繰り返されたものであり、当然過払金充当合意のある連続した取引と評価するのが相当である。

(2) 被告の主張

本件取引2において、原告は、平成17年7月12日に、それまでの毎月1万円の支払とは異なり、7万9505円の返済を行って取引を終了させ、その286日後である平成18年4月24日に取引を再開するまで、取引を中断していたことなどからすると、原告とライフとの間に過払金充当の合意はなく、平成17年7月12日に生じた過払金は、平成18年4月24日の借入金に充当すべきではない。

2 ライフは、悪意の受益者か。

(1) 原告の主張

ライフは、貸金業者であり、利息制限法の制限利率を超える利息の弁済を受けている上、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）43条1項の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情も認められないから、民法704条の悪意の受益者に該当する。

(2) 被告の主張

ライフは、法改正及び最高裁判例の変遷に対し、その都度誠実に対応し、原告に対しても貸金業法17条及び同法18条所定の事項を記載した書面を

交付する態勢を整え、現に交付していたものである。ライフが、原告に対し、貸付けの都度交付していた書面は、貸金業法17条1項所定の法定記載条項をほぼ充足しており、「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載」があるといえる。また、ライフは、原告による弁済につき、貸金業法43条1項の任意性の要件を満たすと信じており、ライフがこのように信じたことにつき、特段の事情が認められると解すべきである。

このように、ライフには、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつきやむを得ないといえる特段の事情があるというべきであり、ライフは、過払金の取得について悪意の受益者ではない。

3 過払金に付すべき利息の発生時期

(1) 原告の主張

過払金に付すべき利息は、過払金発生時から発生する。

(2) 被告の主張

過払金に付すべき利息の発生時期は、訴状送達日の翌日とするべきである。

第5 当裁判所の判断

1 争点1（過払金充当合意の有無）について

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの一つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が残する場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、弁済当時存在する他の借入金債務に充当されると解するのが相当である。これに対して、弁済によって過払金が発生しても、その当時他の借入金債務が存在しなかった場合には、上記過払金は、その後に発生した新たな借入金債務に当然に充当されるものということとはできない。しかし、この場合においても、少なくとも、当事者間に上記過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するときは、その合意に従った充当がされるものというべきである（最高裁判所平成19年6月7日第一小法廷判

決・民集61巻4号1537頁参照)。

これを本件についてみると、本件取引2は、同一の基本契約に基づいて継続的に貸付けと返済が繰り返される金銭消費貸借取引であり、取引期間は平成10年11月4日から平成21年12月15日までの約11年間にわたっているところ、平成10年11月4日から平成17年7月4日までの間は、大きな間断なく取引が行われ(なお、原告は、平成11年8月3日、平成12年10月3日、平成13年6月14日、平成14年5月7日にも一旦元本(利息制限法による引き直し計算をする前のもの。)を完済しており、その間、それぞれ、約7か月、約7か月、約3か月、約4か月の間、取引が中断している。)、その後、平成17年7月12日に、元本が一旦完済されているものの、その約9か月後の平成18年4月24日には、原告によって再び10万円の借入れが行われ、以後、取引終了まで、概ね間断なく取引が行われていることなどからすると、本件取引2は一連一体のものと評価でき、原告とライフとの間に、過払金充当合意があったものと認めるのが相当である。これに反する被告の主張は採用できない。

2 争点2 (ライフの悪意) について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである(最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁)。

(2) これを本件についてみると、貸金業者であるライフは、制限利率を超過する約定利率で原告との間で本件各取引を行い、制限超過部分を含む弁済金を受領し、当該弁済は貸金業法43条1項の適用要件を欠くのであるから、ラ

イフは、過払金の取得につき、悪意の受益者と推定される。そして、被告は、貸金業法43条1項の適用につき具体的な立証をしておらず、前記特段の事情があると認めるに足る的確な証拠はない。

そうすると、ライフは、過払金の受領につき、民法704条の悪意の受益者というべきである。これに反する被告の主張は採用できない。

3 争点3（利息の発生時期）について

金銭消費貸借の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない（大審院昭和2年（オ）第195号同年12月26日判決・法律新聞2806号15頁参照）。そして、前記のとおり、ライフは、悪意の受益者であるから、各過払金発生時から利息が発生する。これに反する被告の主張は理由がない。

4 以上を前提に、本件各取引を、それぞれ利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、別紙計算書1ないし3各記載のとおりとなり、平成25年10月30日時点における過払金の額は合計153万3944円（別紙計算書1ないし3の「残元金」欄の金額を合計したもの。）、同日時点における確定利息は合計30万4315円（別紙計算書1ないし3の「未払利息」欄の金額を合計したもの。）である。被告は、ライフの地位を承継し、前記各債務を負担するというべきである。

5 以上によれば、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。なお、仮執行の免脱宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

山口地方裁判所岩国支部

裁 判 官

高見進太郎

これは正本である。

平成27年2月27日

山口地方裁判所岩国支部民事部

裁判所書記官 高山雄太

